

# 寺院の適切な管理運営について

## ▷ 会計・税務 ⑬

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

### ▽ 所得税

#### 1. 制度の概要

##### (1) 所得税とは

所得税とは、1月1日から12月31日までの1年間の個人の所得に対して課される税金です。

##### (2) 所得税の算出の仕組み

#### 【所得金額の計算】

所得は、その性質によって次の10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法等が定められています。

##### ① 利子所得

預貯金や公社債の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配にかかる所得をいいます。※原則として源泉徴収され課税が完結するため確定申告の必要はありません。

##### ② 配当所得

株主や出資者が法人から受ける配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（令和2年4月号）より、宗教法人の会計・税務について、掲載しております。  
今号は、所得税について掲載いたします。

等の収益の分配にかかる所得をいいます。

③ 不動産所得

土地や建物の不動産、借地権等、不動産の上に存する権利、船舶や航空機の貸付けによる所得をいいます。

④ 事業所得

農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生じる所得をいいます。ただし、不動産の貸付けや山林の譲渡による所得は、原則として不動産所得や山林所得になります。

⑤ 給与所得

勤務先から受ける給与、賞与等の所得をいいます。

⑥ 退職所得

退職により勤務先から受ける退職手当や厚生年金基金等の加入員の退職に起因して支払われる厚生年金保険法に基づく一時金等の所得をいいます。

⑦ 山林所得

山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することによって生じる所得をいいます。

⑧ 譲渡所得

土地、建物、ゴルフ会員権等の資産を譲渡することによって生じる所得、建物等の所有を目的とする地上権等の設定による所得で一定のものをいいます。

⑨ 一時所得

一時所得とは、上記①から⑧までのいずれの所得にも該当しないもので、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のものであって、労務その他の役務の

対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいいます。

例えば、次に掲げるようなものにかかる所得が該当します。

- ・ 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金
- ・ 法人から贈与された金品

⑩ 雑所得

雑所得とは、上記①から⑨までの所得のいずれにも該当しない所得をいいます。

例えば、次に掲げるようなものにかかる所得が該当します。

- ・ 公的年金等
- ・ 非営業用貸金の利子
- ・ 著述家や作家以外の人が受ける原稿料や印税

【課税所得金額の計算】

課税所得金額は、個人の1月1日から12月31日までの1年間のすべての所得から所得控除額を差し引いて算出します。

所得控除とは、控除の対象となる扶養親族が何人いるか等の個人的な事情を加味して税負担を調整するもので、以下の種類があります。

① 雑損控除

災害、盗難、横領による損失があったとき。

② 医療費控除

多額の医療費を支払ったとき、又は特定の医薬品を購入した場合。

- ③ 社会保険料控除  
自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合。
- ④ 小規模企業共済等掛金控除  
小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合。
- ⑤ 生命保険料控除  
生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合。
- ⑥ 地震保険料控除  
特定の損害保険契約等にかかる地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合。
- ⑦ 寄附金控除  
国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し、「特定寄附金」を支出した場合。  
宗教学法人に対する寄附金については、原則適用できません。
- ⑧ 障害者控除  
宗教学法人に対する寄附金で寄附金控除の対象となるものは、文化財の保護等の特定の目的や東日本大震災により被災した宗教学法人の建物等の復旧のための寄附について、財務大臣の指定する寄附金となります。
- ⑨ 寡婦控除、寡夫控除  
納税者自身が寡婦又は寡夫であるとき。

⑩ 勤労学生控除

納税者自身が勤労学生であるとき。

⑪ 配偶者控除

納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合。

⑫ 配偶者特別控除

所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられます。

⑬ 扶養控除

納税者に所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合。

⑭ 基礎控除

基礎控除は、他の所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用されます。

【所得税額の計算】

所得税額は、課税所得金額に所得税の税率を適用して計算します。所得税の税率は、所得が多くなるにしたがって段階的に高くなる超過累進税率となっています。  
土地建物等や株式等の譲渡所得等、他の所得と区分して税額を計算する所得もあります。

2. 住民税

(1) 住民税とは

住民税は、道府県民税及び市町村民税の総称です。  
住民税には均等割と所得割があり、均等割はすべての納

税義務者に均等な金額を課税する税金で、所得割は所得金額に応じた課される税金です。その他、利子割、配当割、株式等譲渡所得割があります。

住民税の税額計算は、所得税等のような申告納税方式ではなく、行政が税額を算出する賦課課税方式です。

### (2) 納付方法

住民税の納付方法には特別徴収による納付と普通徴収による納付があります。

特別徴収とは、前年中に確定した住民税の金額を、6月から翌年5月に給与を支払う際に月割相当額を徴収し、市町村に納付する制度です。

所得税の源泉徴収義務者は住民税の特別徴収義務者となりますので、宗教法人は住民税の特別徴収をしなければなりません。

なお、普通徴収とは、市町村が納入通知書により直接納税義務者へ通知することによって徴収する制度で、年間の住民税額を4回に分割して納付することになります。

### (3) 納期限

#### ① 特別徴収の納期限（原則）

給与の支払の際に徴収した住民税は、翌月10日までに納付します。

#### ② 特別徴収の納期の特例（半年まとめ納付）

住民税にも源泉所得税と同様に、納期の特例があります。

6月から11月分までは12月10日、12月から翌年5月分までは翌年6月10日が納期限となります。

源泉所得税と同様、給与の支給人員が常時10人未満で、各市町村に「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出している場合に限り適用できます。

#### ③ 普通徴収の納期限

第1期は6月30日、第2期は8月31日、第3期は10月31日、第4期は翌年1月31日を納期限として、4回に分割して納付します。

本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」編著の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎から行政手続きまで』（株式会社出版文化社、2018）に基づき、掲載しております。

